

小諸市太陽光発電事業の適正な実施 に関するガイドライン

平成29年7月 適用

平成31年4月 改定

小 諸 市

1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、小諸市環境条例（平成12年条例第27号）第5条及び小諸市自治基本条例（平成22年条例第1号）第10条の規定に基づき、市内における太陽光発電設備を用いた事業活動に伴う公害の防止、自然環境の適正な保全及び環境への負荷の軽減のため、法令等の規制がない場合を含め事業者等が遵守すべき事項を明示したものです。

また、合計出力が10キロワット以上の設備を用いた事業を行う際に必要となる、「小諸市太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）の規定に基づく届出手続きの流れや、添付書類について解説します。

2 対象

本ガイドラインでは、市内において土地に自立して設置する太陽光発電設備を対象とします。

3 慎重な事業用地の選定と太陽光発電設備の設置をするべきでないエリア

事業用地の選定に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて慎重に検討を行ってください。

特に、法令により開発行為が制限されている、また、地域の生活環境、自然環境等に大きな影響を及ぼす可能性がある「別表1」に掲げるエリアには設置しないでください。

4 関係法令

事業者の責任において、関係法令の規定を確認し、協議や手続きを行ってください。小諸市が所管しているものは「別表2」のとおりです。その他の法令については、太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局（長野県環境部環境エネルギー課）作成の「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」等を参考にし、所管する行政機関に照会してください。

5 事業計画の策定

事業者は、経済産業省資源エネルギー庁作成の「事業計画策定ガイドライン」、太陽光発電設備の設置等に関する法令、長野県と小諸市の条例等及び「別表3」に掲げる事項を遵守できる事業計画を策定してください。また、地域への貢献や利益還元を伴う事業となるよう努めてください。

6 指導要綱に基づく事前協議

合計出力10キロワット以上の太陽光発電設備を用いた事業計画の場合、指導要綱に基づく届出が必要となります。事業計画を作成した時点で市へ事前協議の申し入れをしてください。

協議を行う時期は、後述する地域住民との合意形成を図る前とします。また、樹林伐採

や整地、資材搬入など太陽光発電設備の設置を前提とした行為より前、固定価格買取制度（FIT）を利用し売電する事業の場合は経済産業省への事業計画認定申請前に行ってください。

なお、事前協議は終了まで30日程度の期間を要し、不備等によりさらに期間が必要となる場合もありますので、余裕をもって手続きをしてください。

7 地域住民との合意形成

地域住民との合意形成を図り、理解を得たうえで事業を行うため、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民へ十分な説明を行ってください。また、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、誠実に対応し、意見や要望を事業計画に反映してください。

まず、区長（地域自治組織の代表）、事業用地に隣接した土地を所有する方、事業用地の境界から概ね100メートル以内に家屋を所有する方と居住する方に個別に説明をしてください。これらの方々の意見や要望を踏まえ、説明範囲の拡大や説明会開催の可否を判断してください。また、区によっては、専任の担当者や審査会等を設置していますので、区長に確認の上、説明をしてください。

8 協定

地域住民と合意や約束した内容を明確にするため、協定書等を作成し締結してください。本ガイドラインにて協定書案を「別紙1」のとおり示しますので、参考としてください。

なお、事業計画が合計出力50キロワット以上の太陽光発電設備を用いた事業の場合においては、設備の設置、運用、管理、撤去に関する協定を区と締結していることを指導要綱に基づく届出受理の条件とします。

9 指導要綱に基づく届出

指導要綱による届出が必要な事業の場合は、地域住民との合意形成と協定締結、関係法令・条例の規定に基づく協議や手続き、売電事業の場合は国の事業認定を経た後、発電設備の設置工事（樹林伐採や整地、資材搬入など太陽光発電設備の設置を前提とした行為を含む）着手の30日前までに市へ届出書を提出してください。

また、発電設備の運転開始後30日以内に運転開始届出書を提出してください。市の職員が設置状況等を確認します。

10 運用と管理

設備の安全性は、事業者の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないように、保守点検及び維持管理に係る適切な実施計画の作成と実施体制の構築を行い、以下の事項を遵守してください。

また、地域住民と合意した事項がある場合は責任を持って対応してください。

- ① 発電設備・フェンス・雨水排水設備について、定期的に保守点検を行い、破損等が発生した場合は、速やかに対応するとともに原因究明と再発防止の措置を講ずること。
- ② 事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう、定期的な除草・清掃等を行うこと。
- ③ 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、速やかに現地を確認すること。また、これらの発生が予想される場合、事前の点検等を行うこと。
- ④ 発電設備に異常が生じた場合、電気事業法等の規定に則った適切な措置を講ずること。また、敷地外への影響が及ばないよう適切に対応すること。地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市や地域住民へ速やかにその旨を連絡するとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講ずること。
- ⑤ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画作成段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うこと。
- ⑥ 事業者の変更があった場合、事業継承者が地域住民と合意した事項や事業開始後の経緯などを適切に引き継ぎ、誠意をもって対応すること。

11 撤去と処分

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理してください。また、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、速やかに発電設備を撤去及び処分してください。

また、必要な費用が確保できず発電設備が放置される等の事態が発生することがないように、撤去や処分に係る費用については、計画的に積み立ててください。

12 ガイドライン違反に対する市の対応について

本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反している場合には、指導要綱に基づき指導、助言、改善命令、公表を行います。

また、FIT法の認定事業者が遵守すべき法令及び条例に違反すると判断したときは、経済産業省へ情報を提供します。なお、本ガイドラインは小諸市環境条例に基づき作成されたものです。

13 ガイドラインの運用開始時期

このガイドラインは、平成31年4月1日から運用し、運用時点で電気事業者との接続契約を締結する前の事業に対して適用します。

運用時点ですでに電気事業者との接続契約を締結している事業、発電設備の運転を開始している事業についても、可能な限り本ガイドラインに沿った対応を行ってください。

〇〇太陽光発電事業に関する協定書（素案）

〇〇区長〇〇（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）

事業地 〇〇ほか〇〇筆

事業面積 〇〇平方メートル

事業規模 出力〇〇kW

協定対象期間 平成〇年〇月〇日（協定締結の日）から事業の終了後、乙の撤退まで

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

（継承に係る措置）

第7条 乙は、第1条に掲げる事業の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定の効力を当該第三者に継承するものとする。

（協定の存続）

第8条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

(疑義等の処理)

第9条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

平成○年○月○日

甲 住 所 _____
区 名 _____
職 氏 名 _____ 印

乙 住 所 _____
事業者名 _____
職 氏 名 _____ 印

(改ページ)

別紙 (平成○年○月○日確認)

(以下、甲乙間で取り決めの事項を記載)

1
2
3
.
.
.

次ページの「取り決め事項の参考例」を参考としてください。

◎取り決め事項の参考例◎

協定書に記載する取り決め事項の参考を例示しますので、適宜、修正や削除などを行い、ご利用ください。

【植生の保護】

- 現存する植生、地形等は極力残存し、自然環境の保全と開発に起因する災害を未然に防止することを図ること
- 敷地内にある良好な樹木、その他樹木、河川、水辺等は極力保存し、活用するように努めること
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること
- 植栽は年2回以上管理を行い、周辺環境を悪化させないこと

【土地の形質の保全】

- 土地の地質変更は、必要最小限に止め、多量な土石等の移動は避けるものとし、やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い土石の流出防止に万全を期すこと
- 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること
- 擁壁工を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること

【災害の防止】

- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲に報告すること。発電設備が破損した場合は十分な措置を講じるよう努めるとともに、事業区域外へ被害が及ぶ場合には地区住民等への周知を行い、被害を最小にとどめること
- 緊急時に速やかに対応が図られるよう、乙は緊急連絡先等を記載した緊急時対応マニュアルを作成し、甲へ提出すること

【水資源の保護及び水質保全】

- 水道に供する水源及び農業用水源（畑地かんがいを含む）等の保護に万全を期し、当該水源等の水量及び水質に影響を与えないものであること

【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観に配慮されたものを使用すること
- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観に調和したものとする
- （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること
- （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること
- （主要な道路から視認できる場合）主要な道路（国道〇〇号）から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること
- （主要な眺望点から視認できる場合）主要な眺望点（〇〇展望台）からの眺望に配慮し、太陽光

- 発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること
- （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること
- 太陽光発電設備は隣接する市道から○m後退して設置すること

【設置工事】

- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時は常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること
- 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること
- 乙は工事が完了した際には甲へ報告し、甲は工事が当初の事業計画と齟齬がないか確認すること

【設備の管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと
- 事業区域内の除草等環境整備に努めること
- 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること
- 事業地の入り口に、事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること
- （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理に当たっては、農薬及び除草剤は使用しないこと

【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと
- 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること

【損害賠償等】

- 乙は、開発事業に起因する土砂流出等により乙以外に損害を与えたときの措置を明確にするものであること
- 開発事業により直接影響のある道路、河川、防災施設等の改良又は補修に要する経費は、乙の負担とするものであること

【苦情への対応】

- 乙は事業について、地域住民等から苦情があったときは、誠意をもってこれに対応すること

【地域への貢献】

- 乙は、甲が行う区内清掃に協力して、敷地に隣接する道路および側溝の清掃をおこなうこと
- 乙は、区内の環境保全のため、活動協力金として年○円を甲へ納入すること

別表1 太陽光発電設備の設置をするべきでないエリア

エリア	関係法令等	確認方法
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	長野県信州くらしのマップ 「防災」
砂防指定地	砂防法	
地すべり防止区域	地すべり等防止法	
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
土砂災害危険箇所	国の示した調査要領により県が調査し公表した箇所	
保安林 地域森林計画の対象民有林	森林法	長野県信州くらしのマップ 「森林情報」
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農林課 農業委員会事務局
第一種農地 採草放牧地	農地法	
鳥獣保護区	鳥獣保護法	長野県ホームページ 「長野県鳥獣保護区等位置図及び区域説明書について」
自然公園	自然公園法	長野県信州くらしのマップ 「自然・環境」
指定文化財区域	文化財保護法	生涯学習課
視点場からの眺望エリア	小諸市景観条例	都市計画課

別表2 太陽光発電設備設置に係る関係法令等

○小諸市が担当窓口となるもの

関係法令等	内 容	担当課
森林法	地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区の森林は除く）内で立木の伐採する場合は、あらかじめ伐採及び伐採後の造林の届出が必要	農林課
農地法	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合は、農業委員会を經由した県知事の農地転用許可が必要	農業委員会事務局
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内での設置は原則認められない	農林課
地方税法	固定資産税（土地・償却資産等）に関する相談	税務課
騒音規制法	指定地域内において特定建設作業をするときは、作業開始の7日前までに届出が必要	生活環境課
振動規制法	指定地域内において特定建設作業をするときは、作業開始の7日前までに届出が必要	生活環境課
小諸市環境条例	面積が500㎡以上の土地に太陽光発電設備を設置する場合は、着手の30日前までに届出が必要 土地面積が5,000㎡を超える場合は、市との開発協定が必要	生活環境課
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合、着手の60日前までに届出が必要	生涯学習課
河川法	河川区域等における占用等の許可（一級河川を除く）	建設課
道路法	小諸市道内の占用等の許可	建設課
小諸市公共物管理条例	法定外公共物に係る占用等の許可	建設課
国土利用計画法	土地売買等の契約（予約を含む）を締結した場合、その契約の日から2週間以内に市長を經由した県知事への届出が必要 ・都市計画区域 5,000㎡以上 ・区域外 10,000㎡以上	都市計画課
公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画区域内における土地の有償譲渡をしようとするときは届出が必要 ※3週間の譲渡制限有 ・10,000㎡以上 ・都市計画施設内・計画道路等 100㎡以上	都市計画課
都市計画法	面積3,000㎡以上で建築基準法の建築物・工作物に該当するものを設置する場合は開発行為の許可が必要	都市計画課
建築基準法	建築基準法の建築物・工作物に該当するものを設置する場合は確認申請が必要	都市計画課
小諸市景観条例	景観法に基づく届出が着工日の30日前に必要な ・景観形成重点地区 面積300㎡以上 ・一般地区 面積3,000㎡以上 面積5,000㎡以上の場合は着工日の60日前までに事前協議書の届出が必要	都市計画課

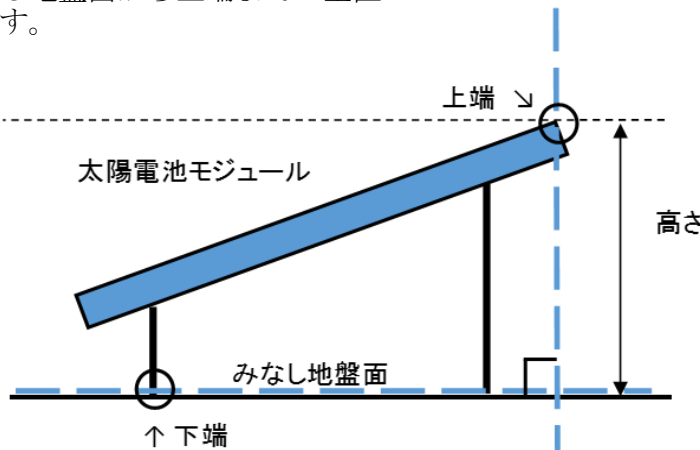
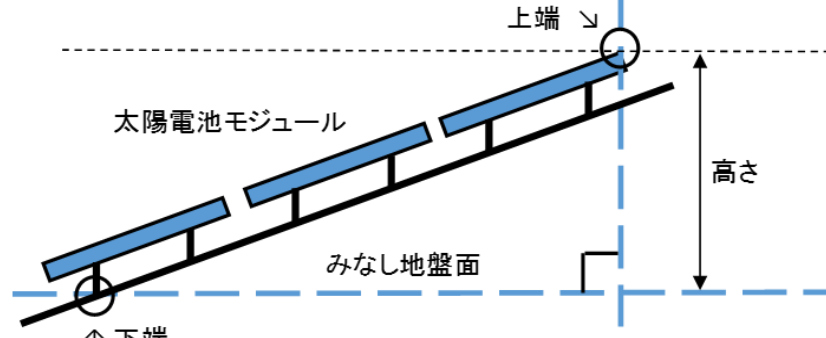
○国・長野県が担当窓口となるもの

太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局（長野県環境部環境エネルギー課）作成の『太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル』等を確認してください。

別表3 その他遵守すべき事項

項目	遵守すべき事項	届出書類に記載等する事項
1 柵堀等	<p>全ての発電設備において、関係者以外の者が立ち入れないように、柵や堀などを設置し、入口は施錠すること。</p> <p>高さ・発電設備との距離は、第三者が容易に乗り越えられたり、外部から発電設備等に容易に触れられたりしない程度とし、使用材料は金網フェンスや有刺鉄線など簡単には取り除けないものとする。また、見えやすい位置へ立入り禁止看板を設置するなど、立入り防止措置をすること。</p> <p>通学路や住宅街であれば子ども用の対策をするなど、設備の周辺状況に応じた対応をすること。</p>	<p>平面図に設置位置を記載すること</p> <p>高さや使用材料を記した仕様書を添付すること</p>
2 道路	<p>発電設備及び付随施設の設置により、道路の見通しが悪化することのないようにすること。</p> <p>また、「建築基準法による市道道路後退取扱い要綱」に配慮し、道路中心から2m以上工作物を離して設置すること。</p>	<p>平面図に道路中心と柵堀等との距離を記載すること</p>
3 切土・盛土	<p>必要最小限にとどめること。勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。植生シート等により切土・盛土面の保護を行うこと。</p>	<p>縦断図・横断図を作成し添付すること</p> <p>切土部と盛土部が分かるようにすること</p>
4 擁壁	<p>擁壁を設置する際には、安全の確保のため、安定計算等必要な検討を行うこと。</p>	<p>縦断図・横断図を作成し添付すること</p> <p>擁壁の構造等が分かるようにすること</p>
5 土砂流出対策	<p>敷地外への土砂の流出を防止する対策(溝、土留めの設置など)をすること。</p> <p>設置後にあっては、その機能を維持するために適正な管理をすること。</p>	<p>平面図に設置位置を記載すること</p> <p>構造図を作成し添付すること</p>
6 雨水対策	<p>雨水は全て敷地内で処理できるよう、地下浸透施設等の雨水排水施設を設置すること。雨水排水施設の計画は、地形や周辺の状況を勘案すること。</p> <p>処理計画書の作成に必要な降雨強度、流出係数等は「小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱に規定する届出の技術的取扱要領」による。計算例も示すので参考とすること。</p>	<p>雨水排水処理計画書を作成し現場透水試験結果報告書を添えて提出すること</p> <p>平面図に設置位置を記載すること</p> <p>構造図を作成し添付すること</p>
7 緊急連絡先	<p>柵等の外側から見えやすい場所に標識を設置すること。資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に基づいた内容とすること。</p> <p>設置は、工事の着手後速やかに行うこと。</p>	<p>平面図に工事完了後の設置位置を記載すること</p> <p>看板記載内容の写しを添付すること</p>
8 空地の緑化	<p>設備が設置されない空地については、芝等の地被類により緑化すること。</p>	<p>平面図に緑地とする場所とその方法を記載すること</p>
9 樹木の保存	<p>樹木の伐採は必要最低限にとどめ、移植できる樹木は事業地内に移植すること。</p> <p>特に、従前の土地が山林の場合は、道路等の隣地境界から10m以上離して発電設備を設置し、その間の既存林は伐採しないこと。</p>	<p>平面図に隣地境界と発電設備の距離を記載すること</p>
10 設置位置	<p>発電設備及び付随施設は隣地境界から可能な限り後退すること。特に、道路や住宅に隣接する箇所においては5m以上離して発電設備を設置し、植栽や不透過性のフェンスにより威圧感や存在感を軽減すること。</p>	<p>平面図に隣地境界と発電設備の距離を記載すること</p>

別表3 その他遵守すべき事項

項目	遵守すべき事項	届出書類に記載等する事項
11 周辺環境への配慮	<p>パワーコンディショナーの稼働音による騒音、電磁波による電波障害、モジュールからの反射光による光害などにより、地域住民の生活環境を害することのないようにすること。</p>	
12 景観条例との調整	<p>市景観条例に基づく景観重点地区では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないこと、浅間山や佐久平への眺望を阻害しないこと、道路・隣地境等から後退すること。</p>	<p>平面図に電柱類の位置を記載すること 現地を見越して浅間山や佐久平が確認できるかの現況写真を添付すること</p>
13 モジュール	<p>太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないもの（黒、グレー、ブラウン系）を使用すること。 また、モジュールとフレームは低反射のものを使用すること。</p>	<p>設備の規格・構造・色等がわかる設備説明書類を添付すること</p>
14 諸設備	<p>パワーコンディショナー、分電盤等の諸設備の色彩は周囲の景観に調和したものとすること。フェンスの色については、黒、茶、深緑、灰色とすること。</p>	<p>設備の規格・構造・色等がわかる設備説明書類を添付すること添付すること</p>
15 高さ	<p>太陽電池モジュールの高さは20mまでとすること。</p> <p>高さとは、みなし地盤面から上端までの垂直距離を高さとしします。</p>  <p>一団の土地に連続して太陽電池モジュールを設置する場合は、環境保全上のみなし高さとして最上部の上端までの垂直距離を高さとしします。</p> 	<p>平面図又は断面図に標高等を記載し、みなし地盤面から上端までの垂直距離が分かるようにすること</p>